明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保安林の指定をする件
（農林水産七四六～七五一）　二
○保安林の指定を解除する件
（同七五二）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同七五三）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件
（同七五四）　三
○肥料を登録した件（同七五五）　三
○小型自動車競走法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、競走実施法人として指定を更新した件
（経済産業七五、七六）　四
○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を公示する件（同七七）　四
○高速自動車国道に関する件
（国土交通五六六、五六七）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件
（同五六八）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同五六九）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件
（同七〇、五七一）　五
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同五七二）　六
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同五七三～五七六）　六
○木曽川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（同五七七）　六
○吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（同五七八）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同五七九）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同五八〇、五八一）　七
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同五八二）　八
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部を改正する件（環境三四）　八
○道路に関する件
（関東地方整備局一五四）　八
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局四二）　八
○道路に関する件
（四国地方整備局三八、三九）　八

〔国会事項〕　四
〔人事異動〕　四
内閣　五
法務省　五
環境省　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕　六
官庁事項　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
法　務　七
公証人死亡（法務省）　七
労　働　七
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（九州運輸局最低賃金公示二）　七
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（神戸運輸監理部最低賃金公示三）　七
〔公　告〕　八
諸事項　八
官庁　八
土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、隊員の免職処分、退職手当支給制限処分関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　八
会社その他　八

告　示

○農林水産省告示第七百四十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年四月三日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市上丹生字塔嶺一〇九七、一一〇〇、字谷山一一二二、一一二四、一一三二、一一四一、一一四八、一一五〇、一一五四、一一六〇、一一六六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年四月三日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市大清水字西岩原一四二〇の一・字東岩原一四三二・一四三三の一・字牛飼野一四三四・字苅場野一四四六・一四四七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。